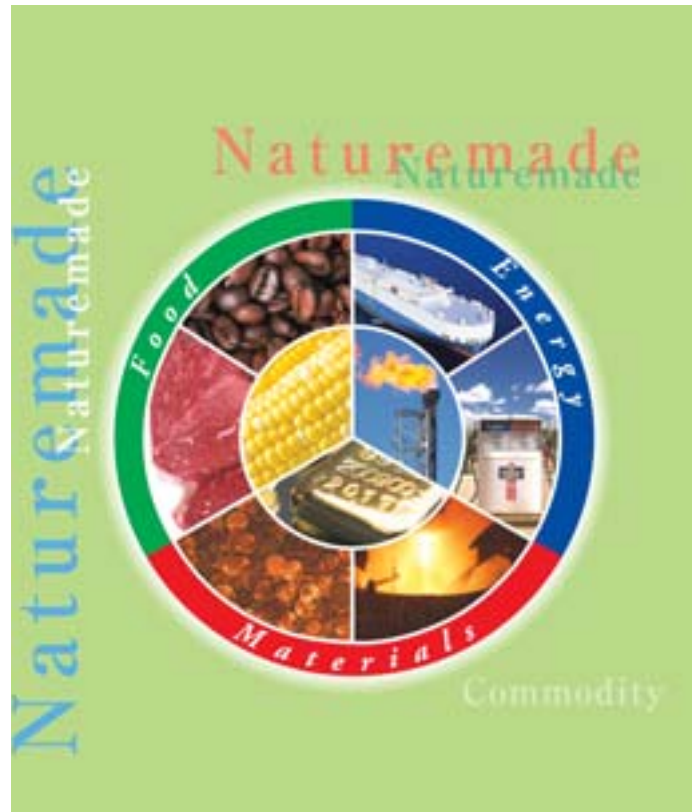


# パインブリッジ・ コモディティファンド

追加型投信／海外／その他資産(商品)

愛称：

## ネイチャーメイド



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                            |              |                  |               |       |
|---------|--------|-------------------|---------------------------------|--------------|------------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                          | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型投信   | 海外     | その他資産<br>(商品)     | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 その他債券)) | 年12回<br>(毎月) | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ・コモディティファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年5月9日に関東財務局長に提出しており、平成25年5月10日にその届出の効力が生じております。
- 信託約款の全文は請求目論見書に添付しております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

**委託会社** パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：昭和61年11月17日
- 資本金：500百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：613,937百万円 (平成25年8月末現在)

**照会先**

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)  
[ホームページ] <http://www.pinebridge.co.jp/>

**受託会社** 三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

# 1.

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>（以下「DJ-UBS コモディティ・インデックス」といいます。）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下「商品指数連動債」といいます。）に投資することにより、DJ-UBS コモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

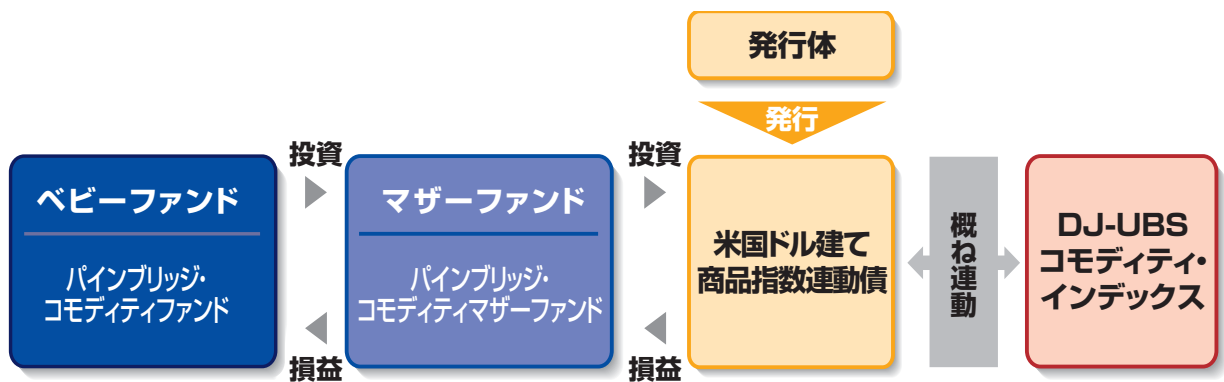
### ファンドの特色

**1** マザーファンドを通じて米国ドル建ての商品指数連動債に投資を行い、DJ-UBSコモディティ・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

● 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

＜ファミリーファンド方式とは＞

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

### 商品指数連動債とは

DJ-UBS コモディティ・インデックスの期間中の動きに償還価額等が概ね連動するように設計された債券です。当ファンドにおいては、主として米国ドル建ての利付債券に投資を行います。

なお、商品指数連動債には発行体の信用リスクが存在しますので、発行体の信用リスクが大きく変動した場合には、当該商品指数連動債の償還価額等はその影響を受けることがあります。

**2** 投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

**3** 実質組入れの外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いません。

**4** 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

Dow Jones-UBS Commodity Index<sup>SM</sup>は、S&P Dow Jones Indices LLCの子会社であるDJI Opco, LLC(「DJI Opco」)とUBS Securities LLC(「UBS」)の共同商品であり、それを利用するライセンスがパインブリッジ・インベストメンツ株式会社に付与されています。Dow Jones®およびDJ®はDow Jones Trademark Holdings LLCの商標で、UBS®はUBS AGの登録商標です。S&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標であり、これらの商標の使用ライセンスがDJI Opcoに、特定目的に限っての使用のサブライセンスがパインブリッジ・インベストメンツ株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、Dow Jones、UBS、DJI Opcoまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社がスポンサー、保証、販売または販売促進するものではなく、Dow Jones、UBS、DJI Opco またはそれぞれの関連会社のいずれも、当ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明もしていません。

### 主な投資制限

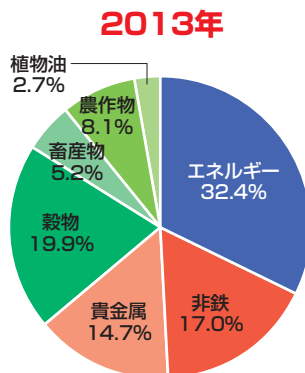
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## DJ-UBSコモディティ・インデックスについて

◆DJ-UBSコモディティ・インデックスは、商品市場全体の動きを示す代表的なインデックスです。

### DJ-UBSコモディティ・インデックス 基本構成比



| 2013年     |       | 2013年   |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| エネルギー     | 32.4% | 穀物      | 19.9% |
| 天然ガス      | 10.4% | トウモロコシ  | 7.1%  |
| WTI 原油    | 9.2%  | 大豆      | 5.5%  |
| ブレント原油    | 5.8%  | 小麦      | 3.4%  |
| ヒーティングオイル | 3.5%  | 大豆粕     | 2.6%  |
| ガソリン      | 3.5%  | KCBT 小麦 | 1.3%  |
| 非鉄        | 17.0% | 畜産物     | 5.2%  |
| 銅         | 7.3%  | 生牛      | 3.3%  |
| アルミニウム    | 4.9%  | 豚赤身肉    | 1.9%  |
| 亜鉛        | 2.5%  | 農作物     | 8.1%  |
| ニッケル      | 2.2%  | 砂糖      | 3.9%  |
| 貴金属       | 14.7% | コーヒー    | 2.4%  |
| 金         | 10.8% | 綿       | 1.8%  |
| 銀         | 3.9%  | 植物油     | 2.7%  |
|           |       | 大豆油     | 2.7%  |

#### 〈DJ-UBSコモディティ・インデックスの概要〉

算出開始日：1991年1月

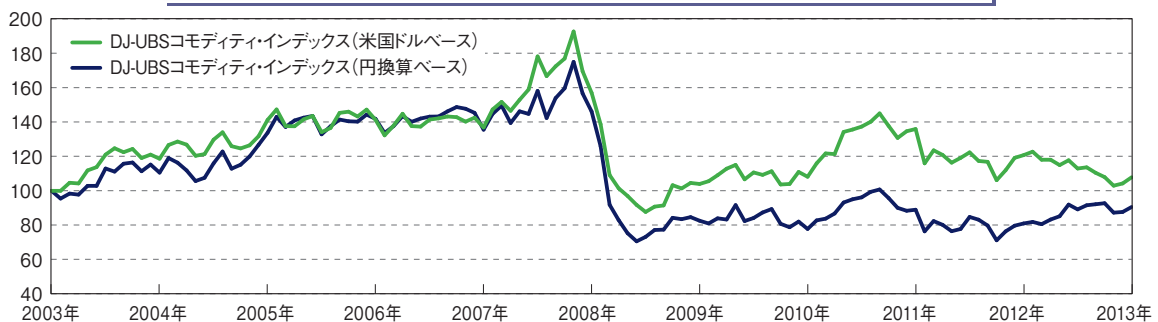
構成ルール：

- ・大品目の合計が33%を上回ることはありません。
- ・流動性に2/3、生産性に1/3のウェイトをおき、過去5年間の平均データをもとに、各品目の構成比を年1回リバランスします。

※上記はDJ-UBSコモディティ・インデックスの2013年の基本構成比になります。なお、同インデックスは毎年1月に該当年の基本構成比でリバランスし、その後、時価の変動により構成比は変化します。

※基本構成比率は、小数点第2位を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。

### DJ-UBSコモディティ・インデックスの推移

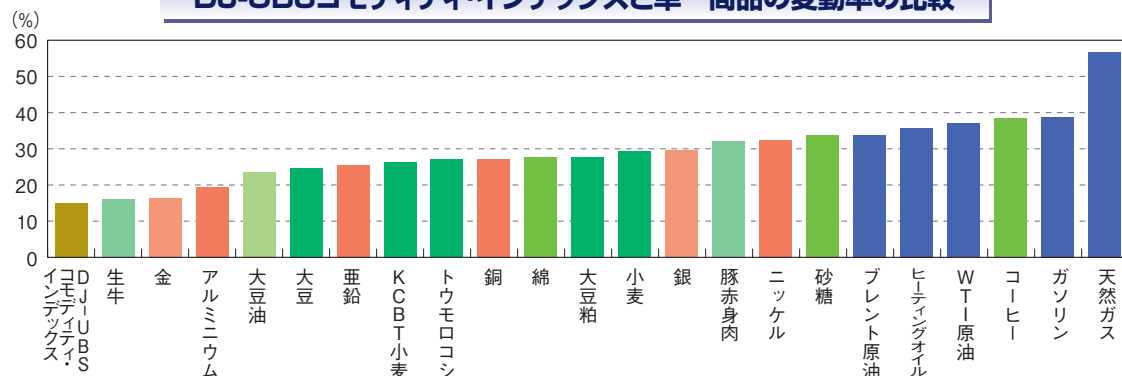


※2003年8月を100として指数化(2003年8月から2013年8月)、DJ-UBSコモディティ・インデックス(円換算)はDJ-UBSコモディティ・インデックスを基にパインブリッジ・インベストメンツが独自に算出した指数です。出所：ブルームバーグ

※上記のグラフはインデックスの動きであり、当ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

◆DJ-UBSコモディティ・インデックスは、構成する品目間の相関性が低く、個々の商品（原油、金など）特有の変動要因が相殺される傾向があります。

### DJ-UBSコモディティ・インデックスと単一商品の変動率の比較



※各商品の期近先物指数、DJ-UBSコモディティ・インデックスの標準偏差を基に作成。(年率、米国ドルベース)  
出所：ブルームバーグ(1991年1月から2013年8月、ガソリンは2005年10月から2013年8月)

## コモディティ投資の特徴① 世界経済の成長とコモディティの需要

◆コモディティには、原油やガソリンなどのエネルギー、金、銅、アルミニウムなどの鉱物、また小麦、トウモロコシ、コーヒーなど身の回りにかかせない食品などが含まれます。

BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)  
など新成長国の経済発展  
今後の世界の人口増加

●中間所得層の拡大 エネルギー需要 → ガソリン、原油  
●高付加価値商品 自動車、家電 → 銅、亜鉛  
●食料需要 パン食化、肉食化 → 小麦、生牛  
●インフラ整備 建設資材 → 銅、アルミニウム

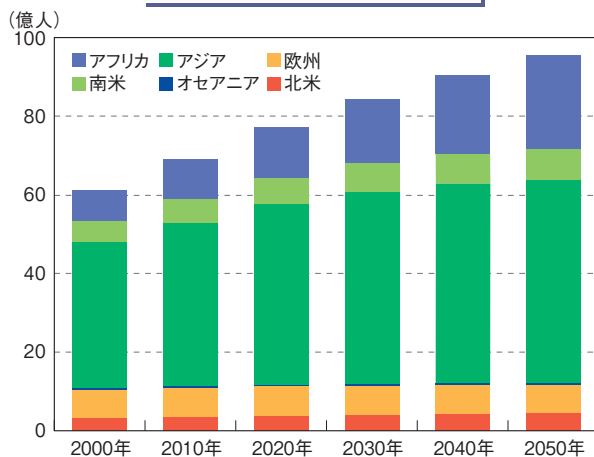
地球温暖化

●代替エネルギー バイオ燃料 → 砂糖、トウモロコシ

※上記は代表的な事例を示したものであり、すべての事例にあてはまるとは限りません。

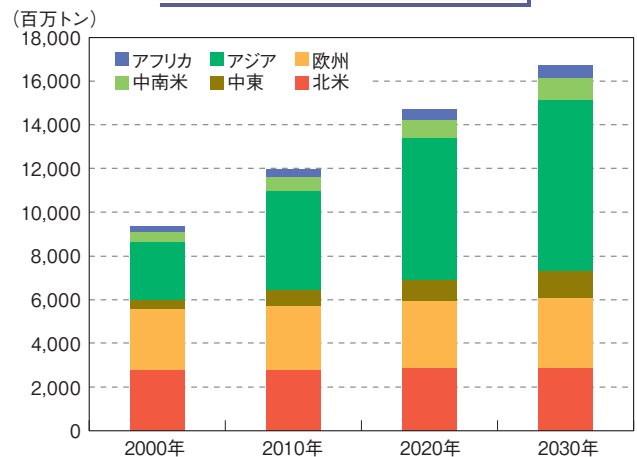
◆今後の世界の人口増加による食料やエネルギーへの需要増加により、コモディティ市場は中長期的には強含むことが予想されます。

### 世界の人口推計



※国際連合のWorld Population Prospects : The 2012 Revisionのデータを基に作成。

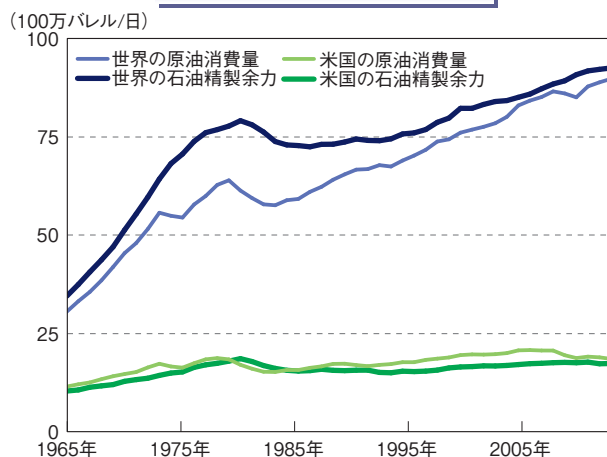
### 世界のエネルギー需要見通し



※BP社のEnergy Outlook 2030, January 2013のデータを基に作成。

◆精製・精錬能力が限界に達し、特に新成長国ではエネルギー効率の悪さが目立っています。

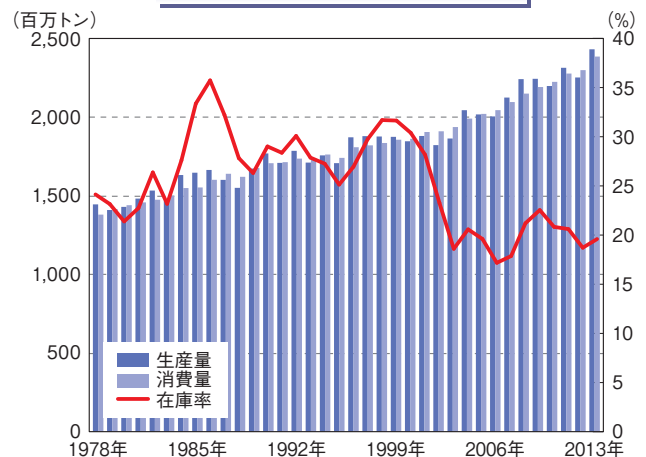
### 世界の原油需要と生産能力



※BP社のStatistical Review of World Energy June 2013を基に作成。(1965年から2012年)

◆世界的な人口増による食料不足と、地球レベルでの温暖化など異常気象による生産減リスクにより、農作物のタイトな需給バランスが予想されます。

### 世界の穀物生産量・消費量・在庫率



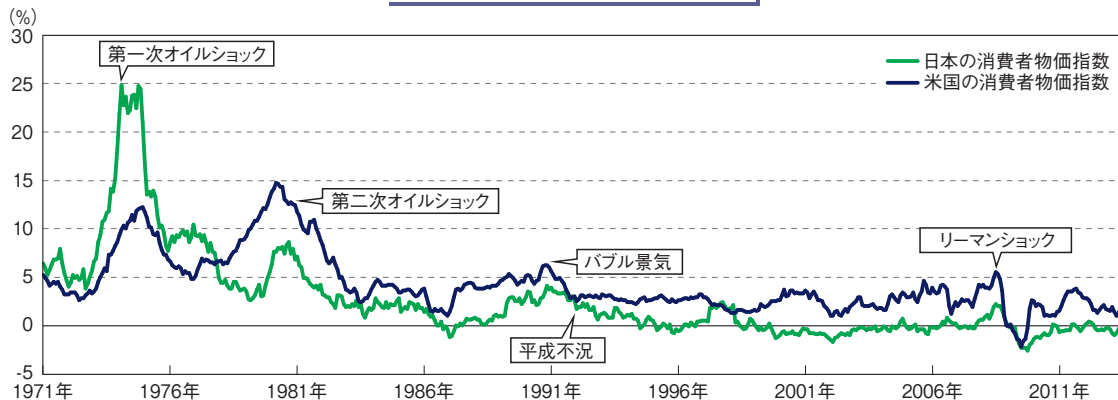
※米国農務省のデータを基に作成。(1978年から2013年)



## コモディティ投資の特徴② インフレとの高い相関性

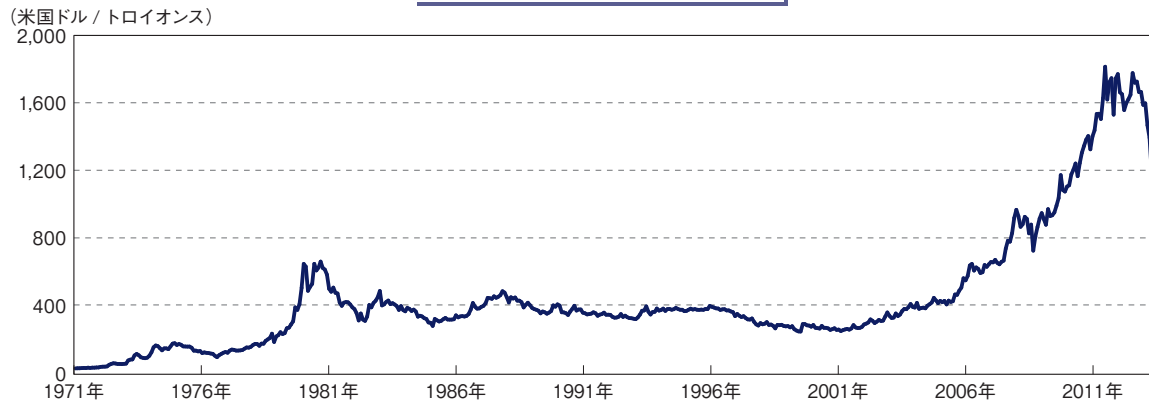
◆インフレが進行した場合には、貨幣価値の実質的な目減りが起こり、反対に物の価値は上昇します。

### 物価動向の推移



※米国の消費者物価指数(1971年1月から2013年7月の全項目の前年比)、日本の消費者物価指数(1971年1月から2013年7月の全国総合の前年比)

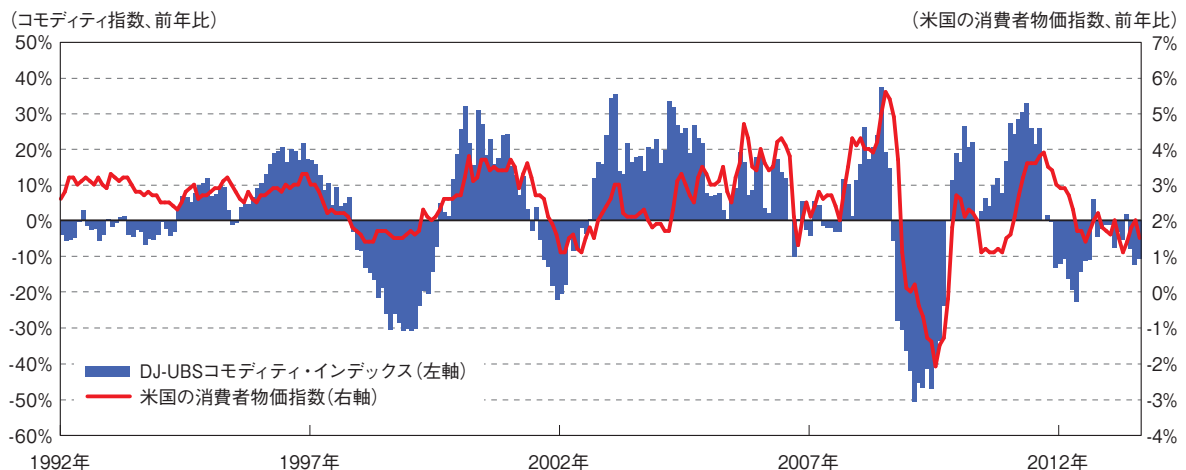
### 金価格の動向



※ロンドン金価格 (1971年1月から2013年7月)出所：ブルームバーグ

◆コモディティ市場はインフレとの高い相関性を示してきました。将来のインフレリスクへの備えの一つとして、コモディティ投資があげられます。

### コモディティとインフレの相関性

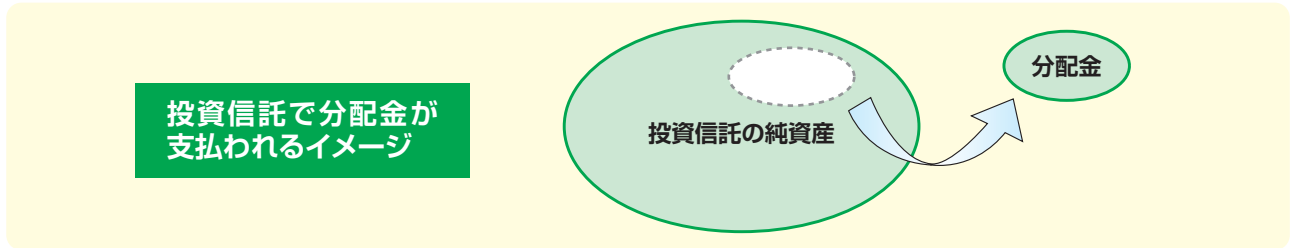


※米国の消費者物価指数はコアCPI、DJ-UBSコモディティ・インデックスはブルームバーグのデータを基に作成。(1992年1月から2013年8月)  
※上記はインデックスの動きであり、当ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

## 追加的記載事項

## 収益分配金に関する留意事項

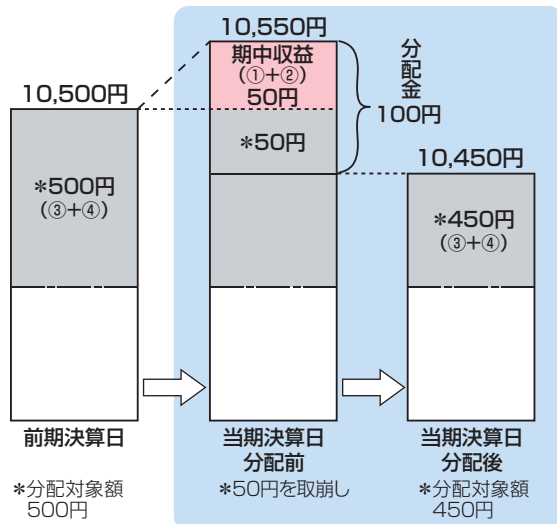
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



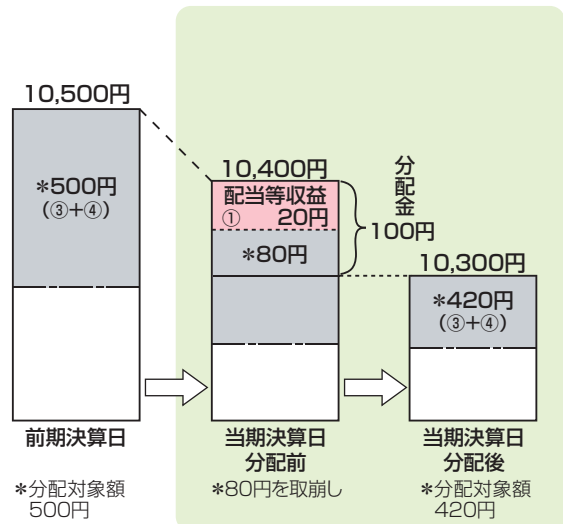
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合

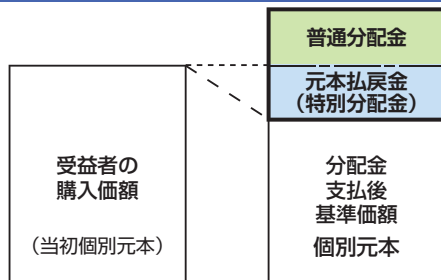


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



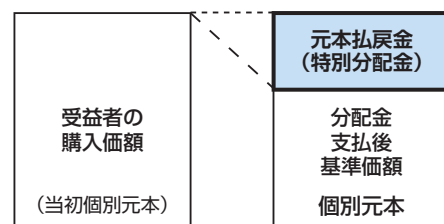
※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



## 2.

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。  
当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

|               |                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価 格 変 動 リ ス ク | 商品指数連動債は DJ-UBS コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が概ね連動するため、当該インデックスの変動の影響を受けます。当該インデックスの下落は、基準価額の下落要因となります。 |
| 商 品 市 況 リ ス ク | DJ-UBS コモディティ・インデックスは様々な商品先物の価格変動を表しており、各商品の需給関係や、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。                           |
| 為 替 変 動 リ ス ク | 外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給等により変動します。一般に、円高は基準価額の下落要因となります。                                           |
| 信 用 リ ス ク     | 発行体や取引先の倒産や財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。                                                 |
| 金 利 変 動 リ ス ク | 債券の価格は金利変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。                                                    |
| 流 動 性 リ ス ク   | 組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。                                                 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの基準価額の騰落率と DJ-UBS コモディティ・インデックスを円換算したものの騰落率は必ずしも一致しません。これは、主として、ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流入から実際に商品指数連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指数連動債の売買・評価価格と指数のずれ、ならびに売買コストや運用管理费用等を負担すること等によります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### リスクの管理体制

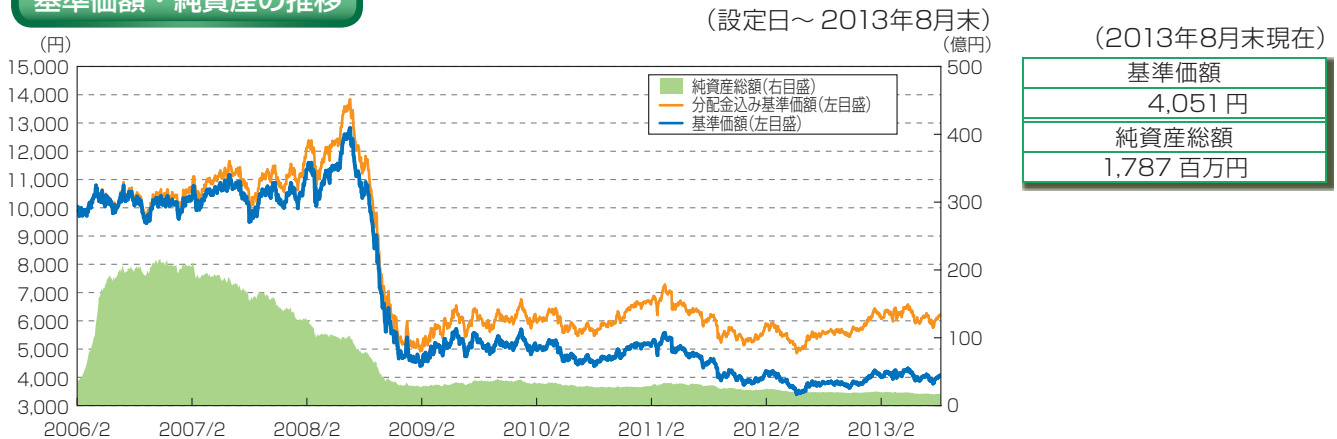
- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。



## 3.

## 運用実績

## 基準価額・純資産の推移



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

|           |    |           |     |         |        |
|-----------|----|-----------|-----|---------|--------|
| 2013年 8 月 | 5円 | 2013年 2 月 | 5円  | 直近1年間累計 | 160円   |
| 2013年 7 月 | 5円 | 2013年 1 月 | 5円  | 設定来累計   | 2,455円 |
| 2013年 6 月 | 5円 | 2012年12月  | 30円 |         |        |
| 2013年 5 月 | 5円 | 2012年11月  | 30円 |         |        |
| 2013年 4 月 | 5円 | 2012年10月  | 30円 |         |        |
| 2013年 3 月 | 5円 | 2012年 9 月 | 30円 |         |        |

## 主要な資産の状況

(2013年8月末現在)

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| パインブリッジ・コモディティマザーファンド | 98.92% |
| キャッシュ等                | 1.08%  |

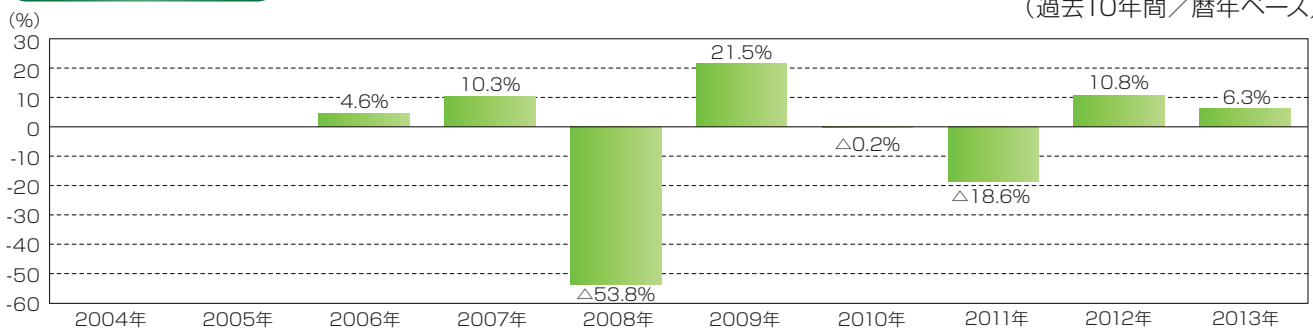
## ● パインブリッジ・コモディティマザーファンドの主要な資産の状況

| 国名   | 銘柄名      | クーポン(%) | 償還日        | 投資比率(%) |
|------|----------|---------|------------|---------|
| イギリス | UBS      | 0.04    | 2014/1/24  | 75.52   |
| イギリス | BARCLAYS | 0.16    | 2013/10/28 | 23.69   |

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2006年は設定日(2月23日)から年末まで、2013年は年初から8月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。  
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 4.

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                            |
| 購 入 価 額           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                     |
| 購 入 代 金           | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                |
| 換 金 単 位           | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                            |
| 換 金 価 額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の 0.3% の信託財産留保額を控除した額                                                                                                                        |
| 換 金 代 金           | 原則として、換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                  |
| 申込受付中止日           | ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日、もしくは DJ-UBS コモディティ・インデックスの算出・公表されない場合                                                                                                         |
| 申込締切時間            | 原則として午後 3 時まで                                                                                                                                                         |
| 購入の申込期間           | 平成 25 年 5 月 10 日 (金) から平成 26 年 5 月 9 日 (金) まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                             |
| 換 金 制 限           | ありません。                                                                                                                                                                |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。<br>委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。 |
| 信 託 期 間           | 無期限 (信託設定日：平成 18 年 2 月 23 日 (木))                                                                                                                                      |
| 繰 上 償 還           | この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が 5 億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                              |
| 決 算 日             | 原則として、毎月 10 日 (休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                           |
| 収 益 分 配           | 年 12 回、収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                             |
| 信託金の限度額           | 3,000 億円                                                                                                                                                              |
| 公 告               | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                         |
| 運 用 報 告 書         | 6 ヶ月毎 (2 月、8 月) 及び償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。                                                                                                                    |
| 課 税 関 係           | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 益金不算入制度の適用はありません。                                                                                 |

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.15%(税抜3.0%)*</b> の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。<br>*消費税率が8%になった場合は、 <b>3.24%(税抜3.0%)</b> となります。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。                                                                                                |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |                |        |                   |        |                   |        |                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年1.26%(税抜年1.2%)*</b> の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。<br>*消費税率が8%となった場合は、 <b>年1.296%(税抜年1.2%)</b> となります。なお、下記の内訳についても相応分上がります。<br><運用管理費用の内訳> <table border="1"> <tr> <td>運用管理費用</td><td>1.26% (税抜1.2%)</td></tr> <tr> <td>(委託会社)</td><td>0.5250% (税抜0.50%)</td></tr> <tr> <td>(販売会社)</td><td>0.6825% (税抜0.65%)</td></tr> <tr> <td>(受託会社)</td><td>0.0525% (税抜0.05%)</td></tr> </table> <p>※委託会社の受取る報酬には、ファンドの監査費用等が含まれます。</p> | 運用管理費用 | 1.26% (税抜1.2%) | (委託会社) | 0.5250% (税抜0.50%) | (販売会社) | 0.6825% (税抜0.65%) | (受託会社) | 0.0525% (税抜0.05%) |
| 運用管理費用           | 1.26% (税抜1.2%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |                |        |                   |        |                   |        |                   |
| (委託会社)           | 0.5250% (税抜0.50%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |                |        |                   |        |                   |        |                   |
| (販売会社)           | 0.6825% (税抜0.65%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |                |        |                   |        |                   |        |                   |
| (受託会社)           | 0.0525% (税抜0.05%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |                |        |                   |        |                   |        |                   |
| その他の費用・手数料       | 当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の保管費用等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。<br>※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |                |        |                   |        |                   |        |                   |

### 税金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期       | 項 目      | 税 金                            |
|-----------|----------|--------------------------------|
| 収 益 分 配 時 | 所得税及び地方税 | 〈配当所得として課税〉 普通分配金に対して10.147%   |
| 換金時及び償還時  | 所得税及び地方税 | 〈譲渡所得として課税〉 差益（譲渡益）に対して10.147% |

- ・上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降は20.315%となります。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

